

松山市資金融資利子補助制度

〈令和8年4月改定〉

「松山市設備近代化資金融資制度」および「松山市経営安定化資金融資制度」を利用する事業者に対し、申込金融機関を通じて利子の一部を補助します。

〈松山市資金融資利子補助制度の概要〉

- 対象者 : 次の要件を満たすもの
 - ①松山市設備近代化資金融資制度もしくは松山市経営安定化資金融資制度の利用者であること
 - ②令和8年4月以降に金融機関を通じて市に申し込む融資であること
- 対象期間 : 初回利子支払日の属する月から、
 - 松山市設備近代化資金融資の場合は3年間（36月）
 - 松山市経営安定化資金融資の場合は2年間（24月）
- 利子補助率 : 年0.5%以内

〈利子補助の流れ〉

【松山市設備近代化資金】

金融機関に松山市設備近代化資金融資を申し込んでください。

最初の36月は利子補助率（年0.5%）分が減額された金利となります。

37月目からは減額される前の金利となります。

【松山市経営安定化資金】

金融機関に松山市経営安定化資金融資を申し込んでください。

最初の24月は利子補助率（年0.5%）分が減額された金利となります。

25月目からは減額される前の金利となります。

〈ホームページ〉

松山市資金融資利子補助制度HP



<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/chusyoukigyou/yuushirishi.html>

〈お問い合わせ〉

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

TEL : 089-948-6783 FAX : 089-934-1844